

令和5年度宝塚市地域密着型サービス事業者集団指導 ご質問に対する回答

令和6年3月25日(月)の事業者集団指導においてお寄せいただいたご質問に対し、以下のとおりに回答します。

	サービス種別	質問内容	回答
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回サービスの報酬について、一体型ではなく、連携型の場合、連携先の訪問看護ステーションの単位数はいくらになるか。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合の単位数は、1月につき2,961単位数に改定されます(令和6年6月1日から)
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	①夜間訪問サービス費を算定するにあたり、重要事項説明書に費用を載せるだけで良いか。 ②宝塚市の兼務に関するローカルルールは、定期巡回サービスにおいて継続するのか。国は定期巡回内における兼務について定めておらず、実際に運営に支障がないので、ローカルルールは不要と考える。介護職人員不足の中、普及の妨げにもなる。	①今回の改定で新設された夜間訪問型サービスを含め、利用料その他の費用の額については、運営規程に定めるとともに、重要事項説明書への記載等により利用者へ説明の上、サービスを提供してください。 ②事業所指定時における兼務職種数について、令和6年7月から運用を見直します。 参考(宝塚市HP) https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/041/265/r6kenmutuuchi.pdf
3	地域密着型通所介護	地域密着型通所の運営規定を見直しており、必ず盛り込まなければいけない項目を教えてください。	運営規程で定めておかなければならないとされている項目は次のとおりです。 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定地域密着型通所介護の利用定員 5 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料 その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他運営に関する重要事項
4	全サービス共通	①いわゆる介護保険制度で基準があるのにそれとは異なる市独自の基準は混乱を招くので禁止されていると認識していますが、人員基準に係る市独自のローカルルールはあるのか？その具体的な内容と根拠は何か。 ②テレワークの具体的な考え方はいつ示されるのか。	①介護保険法の規定により、地域密着型サービス、居宅介護支援事業所等の人員に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い市が条例で定めることとされています。 ②テレワークに関する具体的な考え方は介護保険最新情報vol.1237「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について」をご確認ください。
5	認知症対応型共同生活介護	①認知症チームケア推進加算の要件で認知症に係る専門的な研修、認知症予防に資するケアプログラムに係る専門的な研修とは具体的に何か。 ②認知症基礎研修の入社後1年間免除は次年度も継続か。	①国通知「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」(介護保険最新情報No.1228)の「第3 加算要件」に、修了しておくことが必要な研修が示されていますので、参考にしてください。また、認知症チームケア推進研修の研修内容については「介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)」をご確認ください。 ②認知症介護基礎研修は、新たに採用した職員については採用後1年の猶予期間が設けられています。
6	地域密着型通所介護	通所介護の入浴介助加算の要件で研修等の等とは何か。	入浴介助に関する研修等の「等」が何であるかについては、国通知等で示されていません。入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものであり、具体的には国のQ&A(vol.1)の問60で示されていますので、ご確認ください。